

インドの大学教員資格における博士号の位置づけ

— アカデミックな称号と大学教員資格との関係に着目して —

渡辺 雅幸

はじめに

近年拡大傾向にある各国の高等教育において、その質の保証は喫緊の課題とされており、学生だけでなく、実際に教育や研究に携わる大学教員になるための資格が改めて問い直されていると言われている（羽田、2011年、1頁）。こうしたなか、大学教員になるための資格（以下大学教員資格）の一つとして数えられるのが博士号（Ph.D.）であり、世界的には中国をはじめ、博士号取得者は増加傾向にあると言われる（Cyranski, 2011, pp.276-279）。我が国も例外ではなく、1990年代の大学院重点化以降、博士号授与数は急速に増加するようになった。また近年では、各国においてアカデミック・キャリアに参入するうえで博士号の取得が基礎要件化していると報告されている（小方、2011年、106頁）。

そうしたなか、本稿が対象とするインドも、2012-13年度において学生数が2000万人を超えるなど高等教育の拡大が急速に進んでいる国の一つである一方で、大学教員資格についても、1990年代以降大学補助金委員会（University Grants Commission、以下UGC）が大学教員資格に関する規則を設けてきた経緯がある。

それでは、各国においてアカデミック・キャリアに参入するうえで博士号の取得が基礎要件化している、すなわち大学教員資格において博士号の位置づけが高まっていると言われるなかで、アカデミックな称号である各学位と大学教員資格との関係に着目すると、インドの大学教員資格において博士号はどのような位置づけにあるのか。

本稿は、アカデミックな称号と大学教員資格との関係に着目することで、インドの大学教員資格における博士号の位置づけを明らかにすることを目的とする。それを明らかにすることは、昨今高等教育の質保証が叫ばれるなかで、博士号という観点から、インドの大学教員資格にはどのような特徴があるのか、またインドの大学教員像とはどのようなものなのかを理解するうえでも意義あるものと考えられる。先行研究をみると、そもそもインドの大学教員資格についてはほとんど明らかにされていないが、そのなかでも Jayaram (2015) はインドにおける大学教員資格について概説はしているものの、大学教員資格において博士号がこれまでどのような位置づけにあったのかまでは明らかにしていない。

まず第1節では、インドにおける博士号の近況を理解するために、日本と中国と比較しながら、博士号授与数の推移などについて整理する。続く第2節では、1990年代以降UGCが定めてきた大学教員になるための最低限の資格に関する規則に着目することで、博士号と大学教員

資格との関係について検討する。最後に第3節では、これまでの内容を考察することで、インドの大学教員資格における博士号の位置づけを明らかにする。

研究の方法については、文献調査に拠っている。現在インドでは公文書のインターネット上での公開が進んでいるため、法規や政策文書などについては、インターネット上で収集した資料を用いた。それに加えて、インターネットおよび国内図書館で収集した先行研究や新聞記事等の各種文字資料を用いている。なお、インドの大学院教育について概説すると、一般的に2年の修士 (Master)、1年の哲学修士 (Master of Philosophy、以下 M.Phil.)、3年の博士 (Doctor of Philosophy、以下 Ph.D.) の課程に分かれている¹。

1. インドにおける博士号授与数の推移

それでは、インドにおいて博士号授与数がどのように推移していったのかを整理することからはじめる。

まずインドにおける1990年代以降の高等教育全体の学生数の推移をみると、1991-92年度で553万4966人、2001-02年度で896万4680人、2012-13年度では2150万1154人となっている (UGC, 2013, p.245)。それに対して博士号授与数の推移をみると、1991-92年度には8743、2001-02年度には1万1899、2012-13年度には2万0275の博士号が授与されている。学生総数と博士号授与数の各増加率を比べると、学生総数の増加率が1991-92年度から2001-02年度で1.6倍、2001-02年度から2012-13年度で2.4倍であるのに対して、博士号授与数は1991-92年度から2001-02年度で1.4倍、2001-02年度から2012-13年度で1.7倍となっており、学生総数とともに博士号授与数も増加しているが、学生総数ほど博士号授与数は増加していないことがわかる。さらに博士課程に在籍する学生数については、博士課程に在籍する学生数のみを扱ったデータが限られているためその推移は残念ながら確認できないが、2010-11年度で7万7798人となっている (MHRD, 2013, p.T10)。

表1. 日本(2011)、中国(2010)、インド(2010-11)における学士、修士、博士課程への入学者数

	日本	中国	インド
学士課程	61万2858 (100)	351万2563 (100)	668万3635 (100)
修士課程	7万9385 (13.0)	46万1815 (13.1)	105万2167 (15.7)
博士課程	1万5685 (2.6)	5万7392 (1.6)	2万5933 (0.4)

出典：文部科学省 (2012)、教育部発展規劃司 (2011)、MHRD (2013) を参考に筆者作成。
大学院に進学できる資格を対象としたため、一番上の数字は学士課程のものとしたが、準学士課程の短大生を加えると日本では68万1290人、専科生を加えると中国では661万7551人。

一方で、インドの特徴をみるために、日本、中国、インドにおける学士、修士、博士の各課程の在籍者数を比べてみると、日本 (2011) の学部生は256万9349人 (短大生を加えると271万9356人)、修士は17万5980人、博士7万4779人、中国 (2010) の学部生 (本科生) は1265万6132人 (日本の短大生に当たる専科生を加えると2231万7929人)、修士124万6352人、博

渡辺：インドの大学教員資格における博士号の位置づけ

士 23 万 6328 人、インド (2010-11) の学部生 2005 万 904 人、修士 210 万 4334 人、博士 7 万 7798 人となっている² (教育部、2011 年、24-25 頁、32-33 頁：MHRD, 2013, pp.T10-T11)。日本とインドを比べると、学部の在籍者数の差はインドが日本の約 7.8 倍 (短大生を加えると約 7.4 倍) あるにもかかわらず、博士課程の在籍者数はさほど変わらないことがわかる。また中国とインドを比べると、修士課程の学生規模はインドの方が約 1.8 倍大きい、博士課程の学生規模は逆に中国の方が 3 倍も大きい。さらに、各国でその年の学士課程入学者を 100 とした場合、日本 (2011) は修士で 13.0、博士で 2.6、中国 (2010) は修士で 13.1、博士で 1.6、インド (2010-11) は修士で 15.7、博士で 0.4 となる (表 1)。ここからわかることは、少なくともこの数字をみる限り、インドは日本や中国に比べて、学士課程から修士課程に入学する学生の割合は多いが、博士課程にまで入学する学生の割合は低いことにその特徴がある。

表 2. 1991-92 年度、2001-02 年度、2012-13 年度における専攻別の博士号授与数とその割合

専攻	1991-92 年度		2001-02 年度		2012-13 年度	
	授与数	割合(%)	授与数	割合(%)	授与数	割合(%)
Arts	3,489	39.9	4,545	38.2	6,298	31.1
Science	3,226	36.9	4,012	33.7	6,641	32.8
Commerce/Management	409	4.7	704	5.9	1,585	7.8
Education	254	2.9	427	3.6	813	4.0
Engineering/Technology	299	3.4	747	6.3	2,119	10.5
Medicine	107	1.2	192	1.6	756	3.7
Agriculture	653	7.5	781	6.6	738	3.6
Veterinary Science	129	1.5	90	0.8	204	1.0
Law	60	0.7	108	0.9	282	1.4
Others	117	1.3	293	2.4	839	4.1
合計	8,743	100	11,899	100	20,275	100

出典：Singh (2004, p.158)、Chatterjea & Moulik (2006, p.11)、UGC (2014, p.74) を参考に筆者作成。なお、数字の原典はすべて UGC の統計によるものである。

次に専攻別に博士号授与数の推移をみると (表 2)、特に人文社会科学系 (Art) では全体に占めるその割合が減少傾向にある一方で、工学・科学技術系 (Engineering/Technology) では増加傾向にあることがわかる³。こうした背景には、政府も第 11 次 5 カ年計画 (2007-12) において、研究開発 (R&D) に携わる博士号取得者の数が低いという観点から、工学と科学技術分野の博士号を増やすことを目標としていることが一つに考えられる (PC, 2008, p.30)。すなわち 5 カ年計画をみる限り、全体ではないにせよ分野によっては少なくとも政府は博士号の増加を意図し、実際にその数と全体に占める割合は急増している。

以上をまとめると、1990 年代以降インドにおいて博士号取得者は増加しているが、高等教育全体の伸び率には及んでいない。また他国と比較すると、インドでは修士課程の学生の割合は

高いが、博士課程の学生の割合は低い。ただし工学などの分野によっては政府も博士号の増加を意図し、また実際にその割合は増加している。

それでは、博士号と大学教員資格はどのような関係にあったのか。

2. 博士号と大学教員資格の関係

UGC は 1990 年代以降、その権限に基づき大学教員になるための最低限の資格に関する規則を定めてきた。そこで本節では、UGC の大学教員資格に着目することで、インドにおいて博士号が大学教員になるための要件としてどのように捉えられてきたのかを検討する。

2-1. 「1991 年規則」から「2002 年改定」まで

まず 1991 年に UGC は、大学教員になるための最低限の資格を定めるものとして「UGC Regulation, 1991 regarding Minimum Qualifications for Appointment of Teachers in Universities and Colleges、以下 1991 年規則」と呼ばれる規則を公布した。そのなかで講師 (Lecturer)⁴ になるための最低限の資格として、修士課程の試験で 55% を満たすことに加え、UGC などによっておこなわれる大学教員資格試験に合格しなければならないとされた。この事項は、後で述べる新たな規則やその改定に際しても変化はなく、2015 年現在にまで至っている。「大学教員資格試験」の合格とは、1989 年から開始されている「全インド国家資格試験 (National Eligibility Test、以下 NET)」あるいは各州がおこなう「州資格試験 (State Eligibility Test)」と呼ばれる大学教員になるための資格試験に合格しなければならないことを指す⁵。なお大学教員資格に関する UGC の規則には「昇進」についても規定されており、博士号は講師から助教授 (現在の助教授から准教授) への昇進に必要な要件とされていて、この事項に関しても「1991 年規則」から 2015 年現在に至るまで変化していない。

UGC は「1991 年規則」公布当初、1990 年 1 月 1 日から講師に採用されるものはすべて大学教員資格試験に合格することが大学教員になるための基礎要件とすることを想定していた。ただし 1991 年規則公布後、UGC は 1990 年 12 月 31 日までに博士号を取得していれば大学教員資格試験を免除することとした。というのも、大学教員資格試験の合格が大学教員になるための基礎要件とされるころ (1990 年以後) までに博士号を取得して教員になる予定だった人は、自らが大学教員になるころに試験の合格が要件となることを想定していなかったからというものであった。また 1 年の猶予期間では短いという学生などの反対から、大学教員資格試験の免除は 1993 年 12 月 31 日まで延長されることとなった (Kumar, 2000, p.2369)。

その一方で、UGC は大学教員の給与や大学教員資格などについて話し合うため、1994 年から 97 年にかけて「第 5 回賃金再考審議会 (5th Pay Review Committee, 1994-97)、以下第 5 回 PRC」と呼ばれる審議会を開いた。そのなかで審議会は、大学教員になるための基礎要件として、博士号取得者については大学教員資格試験を免除することを勧告した。その理由として、インドは様々な分野において研究をより進める必要があり、また研究を進めることはインドの高等教育システムにとって非常に重要なことであるとし、もし博士号取得者が大学で教職に就くのが困難となれば高等教育における研究活動に悪影響を与えかねないからというものであった (Aggarwal, 2007, p.474)。

そしてこれらの勧告に基づき、1998 年には「UGC Notification on Revision of Pay Scales,

Minimum Qualification for Appointments of Teachers in Universities, Colleges & Others Measures for the Maintenance of Standards, 1998、以下 1998 年通知」が公布された⁶。そのなかで博士号取得者については、大学教員になるためには依然として大学教員資格試験の合格を前提とするものの、実際に博士号取得者が大学教員資格試験に合格していなければならないかどうかは、最終的に採用する各大学の判断に任せるとした。その結果、多くの大学では博士号取得者には大学教員資格試験を免除することとする措置をとった (Seethai, 2000, p.1895)。

しかし 2 年後の 2000 年に UGC は「UGC (Minimum Qualifications required for the Appointment and Career Advancement of Teachers in Universities and Institutions Affiliated to it), Regulation 2000、以下 2000 年規則」を改めて設けることとした。そして UGC は、「1998 年通知」において「博士号取得者については、大学教員になるためには依然として大学教員資格試験の合格を前提とするものの、実際に博士号取得者が大学教員資格試験に合格していなければならないかどうかは、採用する各大学の判断に任せるとしていた先の見解を撤回し、1993 年以降に博士号を取得したものについては大学教員資格試験の合格を再び義務づけた。こうした方向転換の背景には、「1998 年通知」によって多くの大学が博士号取得者に対して大学教員資格試験を免除しているため、博士課程への入学者が増加し、それゆえに博士号の急増に伴うその質の低下を UGC が懸念したことがあった (Seethai, 2000, p.1895)。すなわち UGC は、大学の判断によって研究者の卵である博士号取得者が大学教員になれる、またはそれによって研究が推進される可能性が高まるという「第 5 回 PRC」の構想よりも、博士号を取得すれば容易に大学教員になれるということが広まり、その結果博士号が急増し質が低下してしまう可能性を避けることを選択したのである。ただし 2002 年におこなわれた「2000 年規則」の第 1 次改定 (以下 2002 年改定) では、博士号取得者に対する大学教員資格試験の免除を 2002 年までに延長することとした。

2-2. 「2006 年改定」から「2010 年規則」まで

その後 2006 年から 2008 年にかけて人的資源開発省 (Ministry of Human Resource Development) は、NET の有効性の是非などを議論するために「NET 再考審議会 (NET Review Committee)、以下 NRC」を設置した。NRC は 2006 年の中間報告において、大学教員になるための基礎要件として、今後すべての博士号取得者については大学教員資格試験を免除することを勧告した。そのため、2006 年におこなわれた「2000 年規則」の第 2 次改定 (以下「2006 年改定」) では、大学教員になるためには依然として大学教員資格試験の合格を前提とするものの、博士号取得者については、学部 (undergraduate)、大学院 (post-graduate) レベルの教育をおこなうことを認めるとした⁷。特にこのころは、第 1 節で触れた「第 11 次 5 カ年計画 (2007-12)」(NRC の議長である Mungekar は 5 カ年計画のメンバーでもある) や、2006 年から 2008 年まで開かれた首相の諮問審議会である「国家知識委員会 (National Knowledge Committee)」が開かれた時期と重なり、博士号の増加や研究の促進が全国規模で改めて強く訴えられていた。

しかし 2008 年に出された「NRC」の最終報告では、「2006 年改定」以降質の低い博士号が出回っていることに対する批判から、大学教員資格試験を再び義務づけることや、博士号の質の改善を勧告した。また同年 2008 年に UGC は、「1998 年通知」から 10 年が経過しており、大学教員の給与や大学教員資格などについて再び話し合うため、「第 6 回賃金再考審議会 (6th Pay

Review Committee, 2008)、以下第6回 PRC」を開いた。そこでも博士号取得者に対する大学教員資格試験の免除について議論された。そして「第6回 PRC」は、「NRC」での議論もふまえ、博士号の質の改善、より具体的には、「博士号の指導教員の適格条件」「入学の手続き」「指導教官の配置」「コースワーク」「評価と評価方法」「UGC での保管」の6項目からなる博士課程の最低限のガイドラインを提示した。

その結果、「2006 年改定」に対して 2009 年におこなわれた第3次改定（以下 2009 年改定）では、大学教員になるためには依然として大学教員資格試験の合格を前提とするものの、「UGC (Minimum Standards and Procedure for the Award of M.Phil/Ph.D. Degree), Regulation, 2009、以下 2009 年学位規則」の規定を満たす博士号取得者ならば、大学教員資格試験の合格を免除することとした。「2009 年学位規則」は、先の「第6回 PRC」において提示されたガイドラインに基づき、それに哲学修士号も加えられた「哲学修士号/博士号の指導教官の適格条件」「入学の手続き」「指導教員の配置」「コースワーク」「評価と評価方法」「UGC での保管」の6つの項目で構成され、各項目にはその細かな内容が規定されている（表3）。たとえば「入学の手続き」については、各高等教育機関がおこなう入学試験を通じて学生の入学を認めることや、博士課程入学（進学）希望のものについては入学（進学）試験における面接の際に自らの研究関心/領域について議論することが求められている。また「コースワーク」については、最低1セメスターの間、研究の基礎的な方法論に関するコースを受けなければならないとされている。さらに「評価と評価方法」については、博士論文が最低2人以上の専門家によって評価され、少なくともそのうち1人は州外のものでされている。こうして「2009 年改定」では、これらすべての項目を満たす博士号を取得した者のみが、大学教員になるための基礎要件として認められることとなった⁸。なお「2009 年改定」後には、新たに「UGC Regulation on Minimum Qualifications for Appointment of Teachers and Other Academic Staff in Universities and Colleges and Measures for the Maintenance of Standards in Higher Education 2010、以下 2010 年規則」が公布されたが、大学教員になるための資格については「2009 年改定」の内容と変化はない。

本節では、博士号と大学教員資格の関係について検討した。以上をまとめると、まずインドではこれまで大学教員になるための最低限の資格として、一定基準の修士号の取得と、大学教員資格試験に合格しなければならないとされてきた。

そのうえで、1990 年代以降の大学教員資格における博士号の扱いをめぐる議論やそれらに関わる UGC の規則に着目すると、大きく分けて二つの動きがあることがわかる。一つは、インドにおける研究の促進やそのための博士号の増加などを支持する人々によって、UGC の規則において博士号を大学教員になるための基礎要件にしようとする動きである。具体的には、1990 年代半ばから後半にかけての「第5回 PRC」の勧告とそれに伴う「1998 年通知」、および 2000 年代半ばの「NRC」の勧告とそれに伴う「2006 年改定」に共通してみられる。もう一つは、UGC の規則において博士号を大学教員になるための基礎要件とすることに伴い、質の低い博士号の蔓延を懸念し、その結果博士号を大学教員になるための基礎要件とすることへの反発として UGC の規則を改める（大学教員資格試験の合格を義務づける）動きである。具体的には、「1998 年通知」に対する「2000 年規則」、および「2006 年改定」に対する「2009 年改定」に共通してみられる。

表 3. 「2009 年学位規則」 一部抜粋

M. Phil. /Ph. D. の指導教員の適格条件

6. すべての大学、機関、準大学、カレッジ、国家的重要機関は、M. Phil. (哲学修士) と Ph. D. (博士) プログラムの両方の研究指導教員として認められる教員の条件を定めるものとする。
7. すべての大学、機関、準大学、カレッジ、国家的重要機関は、利用できる適格な指導教員の数に応じて、前もって決められた管理できる哲学修士課程と博士課程の学生の数を、毎年定めるものとする。1 人の指導教員は、ある一時点で、8 人以上の Ph. D. 学生、5 人以上の M. Phil. 学生を受けもってはならない。
8. M. Phil. と Ph. D. の定員数は、大学のウェブサイトや広告で前もって決定・通知されるものとする。すべての大学、機関、準大学、カレッジ、国家的重要機関は、M. Phil. /Ph. D. の定員数を広く通知し、定期的に入学をおこなう。

入学の手続き

9. (i) すべての大学、機関、準大学、カレッジ、国家的重要機関は個々の大学、機関、準大学、カレッジ、国家的重要機関のレベルでおこなわれる入学試験を通じて哲学修士/博士課程の学生入学を認めるものとする。大学は、UGC/CSIR 試験 (JRF) /SLET/GATE/教員奨学金の保持者もしくは Ph. D. 入学試験のための M. Phil. プログラム合格者の学生には別の条件を決められる。
 - (ii) 略
 - (iii) 面接の際、博士課程の候補者は研究関心/領域について議論することが求められる。
 - (iv) 前もって決められた学生の数のみ、M. Phil. /Ph. D. プログラムへの入学が許可される。
10. Ph. D. プログラムへの入学は、直接あるいは M. Phil. プログラムのどちらかを通じておこなわれる。
11. M. Phil. /Ph. D. プログラムへ学生の入学を許可する一方で、学科/機関/学部は国/州の留保政策に注意を払うものとする。

指導教員の配置

12. 選抜された学生のための指導教員の配置は、教員数対学生数、指導教員の専門分野、学生との面接で示された学生の研究関心に応じて、正式な方法において学科 (Department) によって決定される。指導教員の割り当て/配置は個の学生あるいは教員には委ねられない。

コースワーク

13. 入学が許可された後、各 M. Phil. /Ph. D. の学生は、大学、機関、準大学、カレッジ、国家的重要機関に、その事情に応じて、最低 1 セメスターの間コースワークを受けることが求められる。コースワークは、M. Phil. /Ph. D. 準備として扱われ、量的な方法とコンピューターアプリケーションを含む研究の方法学に関するコースを含まなければならない。それには、関係する分野の出版された研究の再検討も含まれる。個々の大学、機関、準大学、カレッジ、国家的重要機関は、その事情に応じて、学生が学術論文をさらに進めることを許可するための最低限の適格要件を決めるものとする。

評価と評価方法

14. M. Phil. /Ph. D. プログラムの一部としてのコースワークと研究の方法学を十分な成績で終えれば、M. Phil. /Ph. D. の学生は研究活動をおこない、関係機関が規定する妥当な期間で論文の草稿を書くものとする。
15. 論文を提出する前の段階で、学生はすべての教員と研究課程の学生に開かれた状態で、学科で M. Phil. /Ph. D. のプレゼンをするものとし、そこでフィードバックやコメントをもらい、それらを指導教員のアドバイスをもとで論文の草稿に適切に取り入れる。
16. Ph. D. の候補者は、論文/モノグラフを提出する前に、関係ジャーナルに 1 つの研究論文を発表するものとし、その受領書相当のものあるいは抜き刷りを証拠として提出する。
17. 機関/学科において M. Phil. /Ph. D. の学生が作成し、大学、機関、準大学、カレッジ、国家的重要機関に提出された論文は、その事情に応じて、少なくとも 2 人の専門家によって評価され、少なくとも 1 人は州外のものとする。1 人が国外の試験官の場合に関しては、大学、機関、準大学、カレッジ、国家的重要機関の各判断とする。
18. 十分な評価の報告書を受け取った後、M. Phil. /Ph. D. の学生は公開された口頭試験を受けるものとする。

UGC での保管

19. 20. 略

出典：UGC (Minimum Standards and Procedure for the Award of M.Phil./Ph.D. Degree), Regulation, 2009 をもとに筆者作成

そしてこれら二つの動きの結果として生まれたのが、博士号を大学教員になるための基礎要件とする、かつ博士号の最低限の質の担保を満たす制度として「2009 年学位規則」を設けることを条件に UGC の規則が改定されるという動きであった（2009 年改定）。

それでは、インドの大学教員資格において博士号はどのように位置づけられると言えるのか。最後に次節では、これまでの内容を考察することで、インドの大学教員資格における博士号の位置づけを明らかにする。

3. 考察

第 1 節で整理したように、まず 1990 年代以降インドにおいて博士号取得者はあまり増加しておらず、また他国と比較すると、インドでは修士課程まで入学する学生の割合は高いが、博士課程まで入学する学生の割合は低いという特徴があることがわかった。

また第 2 節で検討したように、1990 年代以降の大学教員資格に関わる UGC の規則に着目すると、インドではこれまで大学教員になるための最低限の資格として、一定基準の修士号の取得と、大学教員資格試験に合格しなければならないとされてきた。そのうえで、インドでは博士号取得を大学教員になるための基礎要件として認めるかどうかの二つの動き、すなわち規則において博士号の基礎要件化を容認する動きと、質の低い博士号の蔓延を懸念し博士号の基礎要件化を取り消す動きが何度か繰り返されてきたことがわかった。

これらの内容を総合的に考えると、インドの大学教員資格において根本的に重要なことは、1990 年代以降終始一貫していることとして、大学教員資格試験に合格し、かつ一定基準を満たす必要はあるが修士号取得者であれば大学教員になれるルートが開かれ続けており、しかもそれが主たるルートとなっていることである。近年では大学教員資格試験に年間延べ 100 万人以上受験していることも、修士号取得と大学教員資格試験の合格によって大学教員になるルートがいかに盛況であるかを物語る事例として取り上げることができる⁹。一方で博士号の基礎要件化との関連で言えば、修士号を取得すれば大学教員になれるルートが開かれているにもかかわらず、博士号が基礎要件として認められるかどうかもわからない状況は、学生がさらに何年もかけて博士号を取得する動機づけとしては弱い。換言すれば、博士号の基礎要件化の議論とは別に、そもそもインドでは修士号さえ取得すれば大学教員になれてしまうルートがあるのである。したがってインドにおいては、大学教員資格として、修士号取得と大学教員資格試験の合格によって大学教員になるルートが「本流」であるとすれば、博士号取得によって大学教員になるルートは「傍流」だったのである。

また「傍流」であったことをより裏づける背景として、以下ではインドにおける「博士号の均一性」「大学の特殊性」「大学教員の職務内容」「博士号の需給関係」の観点から簡単に考察する。というのも、これらの観点は、後にみるように、それぞれインドの大学教員資格における博士号の位置づけを知るうえで重要となる博士号の質や量などと深く関連しているからである。

まず「博士号の均一性」については、そもそも UGC による大学教員資格試験が修士号を含む学位の質の不均一という問題の解決から始まったこと、すなわち UGC は質の不均一な学位を資格にするよりは、試験という統一的な基準によって選ばれたものを資格として認めることを選択したのである。また先述したように、「1998 年通知」において大学教員資格として博士

号を認めようとした際、その後 UGC は質の低い博士号の蔓延を懸念したため、結局博士号は認めようとしなかった。以上の二点から、大学教員資格を定めた 1990 年代以降、長年博士号の質の不均一を理由に、UGC は大学教員資格として博士号を積極的に認めなくなったのである¹⁰。

次に「大学の特殊性」については、主としてインドの高等教育機関は学位授与権などがある少数の大学 (University) とそれに附属する多数のカレッジ (College) に分けることができるのだが、特に 1980 年代半ばまでは、高等教育機関において研究活動は重視されることがなかった (研究は国や民間の研究所においておこなわれる)。しかし 1980 年代半ば以降政府は、大学においては研究活動を積極的に推進しようとした。一方で大半の大学教員が務めるカレッジにおいては、1980 年代半ば以降も、依然研究活動が求められることはほとんどなかった。したがって、カレッジに採用される教員にも、研究活動との関連として博士号までは要求されることがなかったのである。

さらに「大学教員の職務」については、「1998 年規則」以降、大学教員が果たすべき最低限の職務とその時間が定められるようになったが、大学教員の大半を占める講師 (現助教授) と助教授 (現准教授) には教育は求められてきたものの、研究については求められることがなかった。したがってここでも、研究活動との関連として博士号までは積極的に求められてこなかった¹¹。

最後に「博士号の需給関係」については、やはり上述のように、質の低い博士号の蔓延が懸念されてきたことから、量を増やすことには積極的ではなかった。第 1 節で述べたように、第 11 次 5 カ年計画 (2007-12) の時点においても、工学のような特定分野の増加は求めたが、全体の増加までは求めていない。また「2009 年学位規則」が示すように、最低限の質が担保されているならば資格として認めるというように、UGC は量というよりは依然として質へのこだわりの方がより強いことがうかがえる。

したがって、「博士号の均一性」「大学の特殊性」「大学教員の職務内容」「博士号の需給関係」という観点からみても、インドの高等教育全体として、博士号が積極的に求められる環境は整えられてこなかったと言える。

以上をふまえると、インドの大学教員資格における博士号の位置づけは、大学教員資格において修士号プラス大学教員資格試験の位置づけは高かったが、一方で博士号の位置づけは相対的に低かったと言える。またこうしたことから、インドの大学教員資格は、研究の能力を表すというよりは、むしろ教育の側面が重視されていると位置づけることができる。すなわち、以上の考察よりインドの大学教員像とは、研究者というよりは教育者という側面が強いという特徴があると言える。

ただし「2009 年改定」は、1990 年代以降続いてきた博士号の基礎要件化の議論に一つの終止符を打ち、「傍流」とはいえ研究者を志す者にとって、大学教員になる道を安定的に切り開いた。つまり、「2009 年改定」が博士号の基礎要件化という点において「2006 年改定」までの内容と決定的に異なるのは、「2009 年学位規則」を設けることによって、博士課程の入学やコースワーク、博士論文提出の条件など、質を保証する仕組みとして、博士号授与までの最低限のプロセスを規定したことにある。これまで博士号は、前節で少し述べたように、講師から助教授までの昇進の要件ではあったため、博士課程は昇進を望む現職の教員のための機関としては安定

的に定められてきたが、大学教授職を希望する学生のための機関としては安定性を欠いていた。しかし「2009 年学位規則」と「2009 年改定」は、これまでとは違い、UGC が一定基準の博士課程を大学教員の養成機関として積極的に認めていると捉えることができる。以上のことから、博士号の基礎要件化を認めた「2009 年学位規則」は、インドの大学教員の質を保証する仕組みとして、今後大学教員資格における博士号の位置づけを高める可能性を示唆する。

おわりに

本稿では、アカデミックな称号と大学教員資格との関係に着目することで、インドの大学教員資格における博士号の位置づけを明らかにした。1990 年代以降の大学教員資格に関わる UGC の規則に着目すると、インドではこれまで大学教員になるための最低限の資格として、一定基準の修士号の取得と、大学教員資格試験に合格しなければならないとされてきた。そのうえで、インドでは博士号取得を大学教員になるための基礎要件として認めるかどうかの二つの動き、すなわち規則において博士号の基礎要件化を容認する動きと、質の低い博士号の蔓延を懸念し博士号の基礎要件化を取り消す動きが何度か繰り返されてきた。これらの内容を検討すると、インドにおいては、大学教員資格として、修士号取得と大学教員資格試験の合格によって大学教員になるルートが「本流」であるとすれば、博士号取得によって大学教員になるルートは「傍流」だったことがわかった。また「博士号の均一性」「大学の特殊性」「大学教員の職務内容」「博士号の需給関係」という観点からみても、インドの高等教育全体として、博士号が積極的に求められる環境は整えられてこなかったと言えた。以上をふまえると、インドの大学教員資格における博士号の位置づけは、大学教員資格において修士号プラス大学教員資格試験の位置づけは高かったが、一方で博士号の位置づけは相対的に低かったと言えた。またこうしたことから、インドの大学教員資格は、研究の能力を表すというよりは、むしろ教育の側面が重視されていると位置づけることができる。さらに博士号の基礎要件化を認めた「2009 年学位規則」は、インドの大学教員の質を保証する仕組みとして、今後大学教員資格における博士号の位置づけを高める可能性を示唆していることにも言及した。

本稿では、インドの大学教員資格における博士号の位置づけを明らかにしてきたが、たとえば学生が「2009 年改定」によって博士号取得に対してどのような反応をしているのか、採用する大学側はこうした変化をどのように捉えているのかといった実態については明らかにできなかった。これらの解明については今後の課題としたい。

【参考文献】

- 小方直幸「キャリア・トラック」有本章編著『変貌する世界の大学教授職』玉川大学出版部、2011 年、99-108 頁。
- 教育部発展規劃司編『中国教育統計年鑑（2010）』人民教育出版社、2011 年。
- 羽田貴史（研究代表）『諸外国の大学教授職の資格制度に関する実態調査（文部科学省『先導的
大学改革推進委託事業』平成22年度報告書）』東北大学高等教育開発推進センター、2011年。
- Aggarwal, J. C. *Landmarks in the History of Modern Indian Education (6th edition)*, New Delhi: Vikas Publishing House, 2007.

- Chatterjea, A. & Moulik, S. P. “Doctoral Education and Academic Research (in India)” *Cornell University Working Paper*, 2006.
(<http://digitalcommons.ilr.cornell.edu/workingpapers/65/>、2015 年 8 月 6 日閲覧)
- Cyranoski, D. etc. “The PHD Factory”, *Nature*, vol.472, 2011, pp.276-279.
- Deshpande, R. “Riot of Researchers” *Economic and Political Weekly*, vol.41, no.33, 2006, pp.3561-3562.
- Jayaram, N. “Entering an Expanding Academia: The New Generation of Faculty in India” Yudkevich, M., Altbach, P. G. & Rumbely L. E. (eds.) *Young Faculty in the Twenty-First Century: International Perspectives*, Albany: State University of New York Press, 2015, pp.141-172.
- Kumar, G. K. “Case for National Eligibility Test for Teachers” *Economic and political Weekly*, vol.35, no.27, 2000, p.2369.
- Ministry of Human Resource Development, *All India Survey on Higher Education (2010-11)*, New Delhi: MHRD, 2013.
- National Knowledge Commission, *More Quality Ph.Ds*, New Delhi: NKC, 2008.
- Planning Commission, *Eleventh Five Year Plan 2007-12: vol. II Social Sector*, New Delhi: Oxford University Press, 2008.
- Seethi, K. M. “UGC’s Disincentives for PhD” *Economic and Political Weekly*, vol.35, no.23, 2000, pp.1895-1896.
- UGC, *Annual Report 2012-13*, New Delhi: UGC, 2013.
- UGC, *Annual Report 2013-14*, New Delhi: UGC, 2014.
- UGC, *UGC Regulation, 1991 regarding Minimum Qualifications for Appointment of Teachers in Universities and Colleges*
- UGC, *UGC Notification on Revision of pay Scales, Minimum Qualification for Appointments of Teachers in Universities, Colleges & Others measures for the Maintenance of Standards, 1998*
- UGC, *UGC (Minimum Qualifications required for the Appointment and Career Advancement of Teachers in Universities and Institutions Affiliated to it), Regulation 2000 (1st amendment 2002, 2nd amendment 2006, 3rd amendment 2009)*
- UGC, *Report of the Committee to Review the Pay Scales and Service Conditions of University and College Teachers, 2008*, New Delhi: UGC, 2008.
- UGC, *UGC (Minimum Standards and procedure for the Award of M.Phil/Ph.D. Degree), Regulation, 2009*
- UGC, *UGC Regulation on Minimum Qualifications for Appointment of Teachers and Universities and Colleges and Measures of Standards in Higher Education 2010*
- UGC ホームページ
(<http://www.ugc.ac.in>、2015 年 8 月 18 日閲覧)
- “Teachers at Irani door for PhD relief”, *The Telegraph* (http://www.telegraphindia.com/1150409/jsp/nation/story_13560.jsp#.VdKp_LSQsU0、2015 年 8 月 18 日)

【註】

- 1) UGC などの分類では、修士課程を大学院課程 (Post Graduate)、M.Phil.と Ph.D.を研究課程 (Research) と区分する。またインドにおける博士課程の在学年限の一事例として、これまでデリー大学 (University of Delhi) では、博士号取得の期限が4年だったが、2015年7月に6年半に引き延ばすことを決定した。
(<http://www.thehindu.com/news/national/other-states/phd-students-at-du-get-65-years-to-finish-research/article7449307.ece>、2015年8月13日閲覧)
- 2) インドの数字については2010-11年度の在籍者数からの推定値。
日本の数字は、学校基本調査 (平成23年度) 調査結果の概要 (高等教育機関)、文部科学省 (http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2012/02/06/1315583_3.pdf、2015年8月25日閲覧)。
- 3) 「Art」は人文科学 (Humanities)、社会科学 (Social Science)、言語学 (Languages) など、「Science」は家政学 (Home-Science)、コンピューター科学とコンピューター応用 (Computer Science and Computer Application) など、「Others」は図書館情報科学 (Library and Information Science)、音楽 (Music)、パフォーマンス/ビジュアルアート (Performing/Visual Arts)、ジャーナリズムとマスコミ (Journalism & Mass Communication)、体育と社会事業 (Physical Education and Social Work) などを含む。
- 4) 講師は正規の大学教員として最も下の職階であり、2010年以前は講師、2010年以降は助教授 (Assistant Professor) と呼ばれるようになっている。
- 5) UGC が実施する NET は「教育と研究の適性」を測る共通問題と、各分野の専門知識を測る問題によって構成されている。
- 6) 1998年通知はそのなかで「規則として通知される」とあり、本文の他の規則と同等の位置づけにある。
- 7) 「2006年改定」では M.Phil.取得者についても学部レベルのみで教職につくことを認めた。ただしその後の「2009年改定」においてすべての M.Phil.取得者については NET 合格が再び義務づけられた。
- 8) 「2009年改定」には、「『2009年学位規則』を満たす Ph.D.を持つ大学教員希望者は、… NET/SLET で求められる条件を免除する」と記載されている。
- 9) 2013年6月と12月におこなわれた UGC-NET の受験者数は延べ110万6517人、合格者は延べ5万6041人となっている (UGC, 2014, p.143)。
- 10) 「2010年規則」以降、外国の大学で取得した博士号について UGC は、博士論文が高度な学術的な質と水準にある場合には、NET が免除してもよいとの判断をしている。博士論文の質と水準については、各大学において大学教員の選考に関わる委員会 (Screening/ Selection Committees) が決定するものとしている。
(<http://www.ugc.ac.in/oldpdf/commissiondecision/472.pdf>、2015年12月3日閲覧)
- 11) 「2010年規則」ではすべての職階に週6時間研究時間が配分されなければならなくなったが、仕事量全体でいえば依然半分にも満たない。

(日本学術振興会特別研究員 比較教育政策学講座 博士後期課程3年生)

(受稿2015年9月1日、改稿2015年12月24日、受理2016年1月15日)

インドの大学教員資格における博士号の位置づけ

—アカデミックな称号と大学教員資格との関係に着目して—

渡辺 雅幸

近年拡大する各国の高等教育において、その質の保証は喫緊の課題とされており、大学教員になるための資格が改めて問い直されている。また各国において大学教員資格として博士号の取得が基礎要件化している。それではインドの大学教員資格において博士号はどのような位置づけにあると言えるのか。本稿ではインドの大学教員資格における博士号の位置づけを明らかにした。インドの大学教員資格を検討した結果、インドにおいてこれまで博士号取得によって大学教員になるルートは「傍流」だった。したがってインドの大学教員資格における博士号の位置づけは、大学教員資格において修士号プラス大学教員資格試験の位置づけは高かったが、一方で博士号の位置づけは相対的に低かったと言える。ただし、博士号の基礎要件化を認めた「2009年学位規則」は、インドの大学教員の質を保証する仕組みとして、今後大学教員資格における博士号の位置づけを高める可能性を示唆する。

Ph.D. in India on the Relationship with Minimum Qualifications for Appointment of Academic Profession

WATANABE Masayuki

Recently, a Ph.D. has become the minimum qualification for appointment to academic professions in many countries due to the increasing number of people with degrees. However, the Ph.D. is still not so common in India. Thus the University Grants Commission (UGC) established regulations regarding minimum qualifications for academic professions, including appointment, since the 1990s in India. This study was performed to examine importance of a Ph.D. in India, focusing on the relationship with UGC's minimum qualifications for appointment of academic professions. Candidates could be considered for an assistant professor position only if they could pass an eligibility test after obtaining a master's degree. Therefore, passing the test has been a main stream to become an assistant professor, in comparison with getting a Ph.D. for long time in India. However, the "UGC Regulation, 2009" determined the process of a Ph.D. course and admitted those with a Ph.D. for appointment as assistant professors. Taking the above points into consideration, a Ph.D. has not been important as a minimum qualification for appointment of academic professions, but "UGC Regulation, 2009" made a Ph.D. the degree that certifies training as a researcher to a certain standard.

キーワード： インド、博士号、大学教員資格

Keywords: India, Ph.D., Minimum Qualifications for Appointment of Academic Profession